

3月2日にセーフティネット保証4号が発動されます。

新型コロナウイルス感染症対策

経営安定関連保証4号 (セーフティネット保証4号)

山梨県信用保証協会では、新型コロナウイルスの影響により被害を受ける中小企業・小規模事業者のみなさまの資金繰りをサポートします。

経営安定関連保証4号

ご利用いただける方	1年間以上の事業実績があり、災害等の影響を受けた後、原則として1か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる方
保証限度額	2億8,000万円（一般枠とは別枠）
対象資金	経営の安定に資する資金（運転資金・設備資金）
保証期間	10年以内
貸付利率	金融機関所定利率
保証人	原則として法人代表者のみ
保証料率	0.9%（責任共有制度対象外）
添付資料	本制度の利用に当たっては、認定申請書（所轄市町村長又は特別区長の認定文言及び記名押印のあるもの。）の提出が必要です。

※金融機関及び当協会の審査の結果、ご希望に添えないこともございます。

山梨県の制度融資（経営安定関連4号は経済変動対策融資【経済危機・災害復旧関係】）にて対応することもできます。その場合、保証限度額等については県の定めによりますが、低金利での借入が可能となりますので、是非ご利用ください。

また、山梨県信用保証協会では、「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」を令和2年1月29日（水）より開設しております。無料でのご相談が可能です。どのような内容でも結構ですのでご相談ください。

